

第百六十五回国会

参議院農林水産委員会会議録第四号

平成十八年十二月五日(火曜日)

午後零時八分開会

委員の異動

十一月三十日

辞任

平野 達男君

補欠選任

小川 勝也君

十二月四日

辞任

三浦 一水君

補欠選任

神取 忍君

十二月五日

辞任

千葉 景子君

補欠選任

松下 新平君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

加治屋義人君

岩城 光英君

主濱 了君

和田ひろ子君

委員

岩永 浩美君

神取 忍君

国井 正幸君

小斉平敏文君

野村 哲郎君

小川 敏夫君

谷 博之君

シルン マルテ君

松下 新平君

福本 潤一君

渡辺 孝男君

紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣

松岡 利勝君

事務局側

常任委員会専門

高野 浩臣君

本日の会議に付した案件

○農林水産に関する調査

(有機農業の推進に関する法律案に関する件)

○委員長(加治屋義人君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、平野達男君及び三浦一水君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君及び神取忍君がそれぞれ選任されました。

○委員長(加治屋義人君) 農林水産に関する調査のうち、有機農業の推進に関する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議をいたしました結果、お手元に配付しておりますとおり、草案がまとまりました。

この際、有機農業の推進に関する法律案の草案の趣旨及び主な内容について御説明を申し上げます。

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、消費の各過程において、有機農業の推進のための取組が求められております。しかし、現行法制度においては、有機農業は、

環境保全型農業の一つとして、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき農業生産の側面から支援措置が講じられておりますが、有機農業の推進だけを目的とする法律はなく、また、有機農業により生産される農産物は、なかなか増加していない状況であります。

そこで、有機農業による生産を推進し、これによつて生産される農産物の流通、消費を増加させるため、農業生産、流通、消費というそれぞれの側面から有機農業を推進するために必要となる施策を総合的に講ずる法律を新たに設けることが必要であると考えます。

この法律案は、こうした認識の下、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もつて有機農業の発展を図ることを目的とするものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうこととしております。

第二に、基本理念として、有機農業の推進は、農業者が容易に有機農業に従事することができるようになることを旨として行われなければならないこと、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れることができることを旨として行われなければならないこと、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならないこと、

ばならないこと、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならないことを定めております。

第三に、有機農業の推進に関して、国及び地方公共団体の責務を明らかにしてあります。

第四に、農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本方針を定めることとし、この基本方針には、有機農業の推進に関する基本的な事項、有機農業の推進及び普及の目標に関する事項、有機農業の推進に関する施策に関する事項などを定めることとしてあります。

第五に、都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないこととしてあります。

第六に、国及び地方公共団体は、基本的な施策として、有機農業者等の支援、有機農業に関する技術開発の促進のための研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報提供、消費者の理解と関心の増進のための広報活動、有機農業者と消費者との交流の促進、有機農業の推進に関する調査の実施、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援などを行うこととしてあります。

なお、この法律は公布の日から施行することとしてあります。

以上がこの法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

それでは、本草案を有機農業の推進に関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加治屋義人君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定をいたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては

しては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長 加治屋義人君 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

〔参照〕

有機農業の推進に関する法律(案)

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能・農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能(以下)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようになることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需

要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産・流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者(以下「有機農業者」という。)その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

一 有機農業の推進に関する基本的な事項

二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

三 有機農業の推進に関する施策に関する事項

四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行うおとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講

ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十八号)」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百八十八号）」を加える。

理 由

有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図るため、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年十二月十一日印刷

平成十八年十二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B